職務内容書(理事長)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 理事長

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下、「機構」という。)は、平成23年10月1日に、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が、独立行政法人雇用・能力開発機構から業務の一部を移管した上で名称変更した統合法人である。なお、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構は、平成15年に財団法人高年齢者雇用開発協会から業務の一部を移管した上で、日本障害者雇用促進協会を独立行政法人化した統合法人である。現在の機構は、高年齢者の雇用の確保、障害者の職業的自立の推進、求職者その他労働者の職業能力の開発及び向上のため、高年齢者、障害者、求職者、事業主等の方々に対し、多岐にわたり、かつ、総合的な支援を行っている。このため、機構は、都道府県支部のほか、地域障害者職業センター、職業能力開発促進センターなどを全国展開し、それらの拠点においてカウンセラーや職業訓練指導員などの専門人材が活躍している。

今回公募の対象である理事長は、大規模かつ多様な組織や人材で構成される機構の内部統制を行い、中期目標の着実な実施のため機構が全国で展開する全ての業務を総理する。その際、新たな課題への対応、統合効果の一層の発揮のため、デジタル化や働き方改革への対応を含め、機構内のリソースや業務遂行方法の抜本的見直し等を行うことが求められる。このため、理事長は、機構の組織や多岐にわたる業務の全体を見通した上で、各般の見直し等を大胆に進めるため、強力なリーダーシップを持ち、かつ、改革意欲に溢れた人材であることが必要である。

1 機関名:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 (法人の業務概要)

当法人は、「誰もが職業をとおして社会参加できる共生社会」を目指し、 高年齢者や障害者、求職者、事業主等に対する総合的な支援を行う独立行政 法人である。

高年齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的として、以下の業務を行っている。

- (1) 高年齢者等の雇用促進のための給付金の支給
- (2)高年齢者等の雇用に関する事業主への相談・援助
- (3)高齢期の職業生活設計に必要な助言・指導
- (4)障害者職業センターの設置及び運営

- (5)障害者職業能力開発校の運営
- (6)障害者雇用納付金関係業務(納付金の徴収、助成金等の支給、障害者 の技能に関する競技大会、障害者雇用に関する講習・啓発等)
- (7)職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、職業能力開発総合大学校等の設置及び運営
- (8) 求職者支援訓練の認定及び訓練の実施に必要な助言・指導
- (9)雇用促進住宅を譲渡又は廃止する業務及び譲渡等するまでの間の管理 運営業務
- 2 ポスト: 理事長 1ポスト1名

(任期:令和3年10月1日~令和5年3月31日)

3 職務内容

理事長は、機構を代表して、全国に展開する機構全体の運営業務を総理するとともに、関係機関のトップ等と調整を行い、また、国の政策の実施機関として機構の担う政策実施機能を最大限発揮させるとともに、求められた際には、機構の運営業務等について参考人として国会で説明を行う。

現行中期目標、中期計画(平成30年度から令和4年度まで)及び各年度計画に基づき、その達成に向けて的確に業務を遂行する。

その際、国の高年齢者雇用、障害者雇用、職業訓練・能力開発などの雇用 政策の方向性や、新型コロナウイルスの感染拡大を含む昨今の社会情勢の変 化を踏まえ、機構を代表して、民間企業、国、地方公共団体、労使、教育訓 練や障害者支援団体等の関係機関など広範な関係者との意見交換等を通じた 業務改革、施策への反映を行う。

また、機構は平成 23 年の統合から約 10 年が経過し、これまでに地方組織の統合、間接部門の一元化等による統合効果を発揮してきたが、今後、業務面での一層の統合効果の発揮が求められる。高年齢者、障害者及び職業訓練・能力開発の主要 3 業務について、高年齢者雇用安定法及び障害者雇用促進法の改正を踏まえつつ、業務の統合や有機的連携、ICT 活用による効果的かつ効率的な実施等により、一層の強化を図るとともに統合効果を発揮する。

さらに、昨今の新型コロナ感染拡大により、対人業務のリモート化、業務のオンライン化などが新たな課題となっていることから、ポストコロナに向けた業務の刷新とともに、情報システムの刷新などのデジタル化及び職員の働き方改革を早急に実現し、統合効果を一層発揮する。

これらの改革を職員 6,875 人、全国の拠点 141 箇所という大規模な組織で 実現するため、予算・人材等のリソースの配分や業務フロー等の業務遂行方 法の抜本的見直し等を行い、上記課題に対応した業務・経営改革を進める。

機構の組織体制概要

職員数:6,875人

(令和3年4月1日現在 うち非常勤職員3,066人)

機構本部 千葉県千葉市美浜区若葉 3 丁目 1 番 2 号都道府県支部等

- ・都道府県支部(47のうち46はポリテクセンターに併設) 1箇所
- ・地域障害者職業センター 52箇所
- ・職業能力開発促進センター(ポリテクセンター) 6 1 箇所
- ・職業能力開発大学校・付属短期大学校(ポリテクカレッジ)24箇所 各施設の支所等を含む。

広域障害者職業センター/障害者職業能力開発校 2 箇所職業能力開発総合大学校(PTU) 1 箇所

4 必要な資格・経験等

- ・原則として、任期満了時点で 70 歳未満であること (閣議決定に定められた要件)。
- ・機構が行う業務について、適正かつ効率的に運営できる十分な能力を有し、強力なリーダーシップと改革意欲をもって業務・経営改革に不断に取り組むことができる高い見識と調整能力を有すること。
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、在任期間中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有していること。
- ・民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体等において、相応の規模の 組織全体を見渡す立場に立って運営を行う経験を十分に積んでおり、7千 人規模の機構のトップとして経営を行うだけの十分な能力を有しているこ と。
- ・高年齢者雇用、障害者雇用及び職業訓練・能力開発についての知見及びそれらの業務の総合的な実施・強化のための明確なビジョンを持ち、民間企業、国、地方公共団体、労使、関係機関等との円滑な渉外交渉や調整業務、対外的な説明が遂行できる十分な経験及び能力を有していること。
- ・大規模な組織における情報化、デジタル化を推進するための情報基盤及び それを支えるセキュリティの構築等に関する知見及び経験等を有している こと。

5 勤務条件

(1)勤務条件

• 勤務形態: 常勤

・勤 務 地:高齢・障害・求職者雇用支援機構(千葉県千葉市美浜区若葉 3丁目1番2号)

・勤務時間等:役員であることから勤務時間、休暇の定めなし

・給 与:年収約1,760万円(令和2年度実績、地域手当、賞与を含む)及び通勤手当

・福 利 厚 生:健康保険、厚生年金、健康診断(年1回)

・ 危機管理:地震等災害時には24時間体制で勤務、緊急招集の場合あり

・その他:機構の規程等の定めるところによる

(2)選考方法

- ・公募により以下のとおり選考する。
 - 一次選考
 - ・「履歴書」、「職務経歴書」及び「自己アピール文書」による書類選考 結果については、その合否を応募者全員に郵送で通知する。

なお、第一次選考合格者については、第二次選考に係る通知も併せて行う。

- 二次選考
- ・外部有識者からなる選考委員会による面接審査 最終選考
- ・外部有識者からなる選考委員会の審議を経て厚生労働大臣が任命

6 応募方法

(1)応募書類等

次の 及び の書類を郵送又はメールにより以下の応募先まで提出してください。なお、提出された書類等につきましては、理由の如何を問わず返却いたしません。

履歴書・職務経歴書

- ・ 履歴書は、厚生労働省において公正な採用選考を確保する観点から作成した「厚生労働省履歴書様式例」を使用し、氏名を自署してください。(https://www.mhlw.go.jp/content/11654000/000769665.pdf)
- ・ 履歴書の欄が足りない場合には、別紙(様式等任意)に記入し、貼付してください。
- ・ 履歴書には、3か月以内に撮影した上半身正面の写真を貼付してくだ さい。
- ・ 職務経歴書は、任意の様式により、詳しい職務経歴(勤務先名、所属 部課名、役職、職務内容等)を時系列に沿って記載してください。 自己アピール文書

「高年齢者雇用、障害者雇用及び職業訓練・能力開発業務の総合的な実施・強化のためのビジョンを示すとともに、機構の改革に向けて、自らの知見・経験等を活かし法人の長としていかなる貢献ができるか」について、A4(40字×40行)2枚以内で作成してください。

(2)応募先

(郵送の場合)

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 大臣官房人事課任用第二係宛 電話 03-3595-2383 (直通) 封筒の表に「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 応募」と朱書すること。

(メールの場合)

メールアドレス ninyou2@mhlw.go.jp (宛先は郵送と同様)

「履歴書」、「職務経歴書」及び「自己アピール文書」については、 PDF 化した上でメールに添付して提出してください。

(3)応募期限

令和3年6月28日(月)必着

7 欠格事由等

独立行政法人通則法の役員欠格事由に該当する場合は、理事長になることができない。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできない。

【参考】

独立行政法人通則法

(役員の欠格条項)

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員 となることができない。

(役員の兼職禁止)

第五十条の三 中期目標管理法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

8 問合せ先

厚生労働省 大臣官房人事課 電話 03-3595-2383 (直通)

このほか、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規 定を御参照ください。

URL: http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html